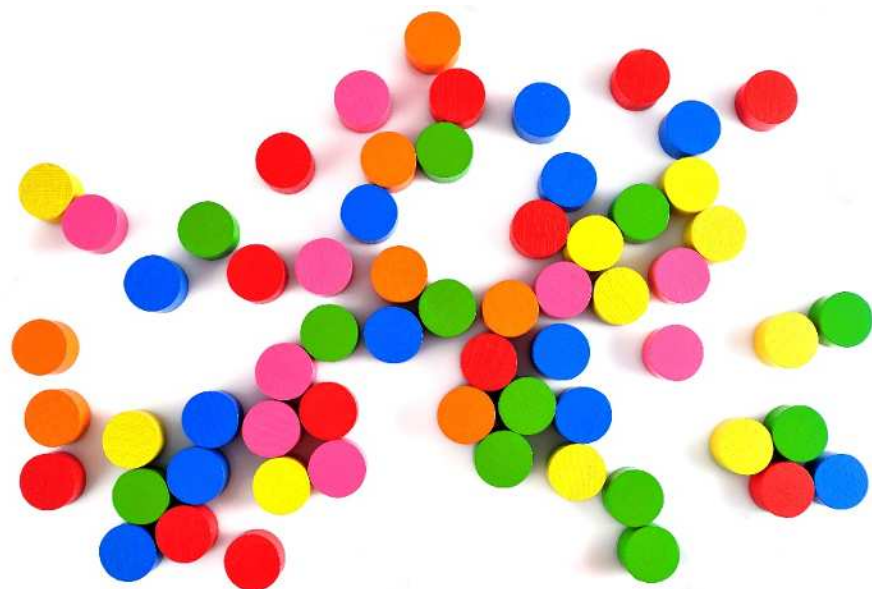


動的リスク管理に関するIASB会議の議事メモ (2015年5月20日開催)

アジェンダ・ペーパー4: プロジェクト計画

有限責任監査法人トーマツ



本プロジェクトに対する様々な見解

2015年5月20日(ロンドン時間)にIASBはマクロヘッジについての審議を行った。客員研究員は、IASBが動的リスク管理(DRM)の会計処理に関連したディスカッション・ペーパー(DP)に対する、ハイレベルのフィードバックについて最近議論したことを示した。アジェンダ・ペーパーでは、プロジェクト計画について提案した。客員研究員は、異なる利害関係者の間で対立する見解が存在するため、本プロジェクトが困難であると認めた。

作成者

会計上のミスマッチから生じる純損益におけるボラティリティを管理することを目的とした、ヘッジ会計の適用上の現在の困難に対処することを提案していた。彼らは、公正価値又はキャッシュ・フロー・ヘッジ、ポートフォリオ再評価アプローチ(PRA)及び公正価値オプションを同時に適用する柔軟性について、ボードが検討することを提案していた。彼らは同時に、本モデルにおいて行動予測(すなわち、エクスポージャーの契約上の存続期間を基礎とするのではなく、期待キャッシュ・フロー・プロファイルを基礎とするDRM)を認めるよう提案していた。

利用者

概して本プロジェクト及びPRAの概念を支持していた。彼らの考えでは、提案されたモデルにおいて財務報告とDRMはよりよく連携される。それは、利益の源泉別の正味金利収益、用途別のデリバティブ及びヘッジされている項目とヘッジされていない項目との比較分析ができるようになるからである。利用者は、DRMの自由選択により比較可能性の欠如が生じることに懸念を示していた。

証券規制当局及び健全性規制当局

DRMが公正価値測定又は準公正価値測定の適用を拡大させることから、本会計モデルに同意していなかった。彼らは、規律、セーフガード及び開示の必要性を強調する解決策を支持した。

スタッフからの意見と提案



スタッフ

認識及び測定の要求事項に対処する前に、開示を検討することを提案

このことは、利用者と作成者の両者が、DRMに関する活動の情報の必要性を表明したという事実に基づいている。さらに、その結果、認識及び測定の決定は、透明性に関してより大きな程度の確実性をもって、当該情報ニーズを土台として構築され得ることとなる。当該アプローチは、IASBが見解の多様性に対処する最適な取組み方を試し、追求するための柔軟性及び方法を提供することとなる。客員研究員は、スタッフが開示のみのアプローチを提案せず、また、2段階のアプローチ(すなわち、フェーズ1で開示、フェーズ2で認識及び測定)を提案することもなかったことを明確化した。



動的金利リスク管理を優先することを提案

コメントレーターによれば、代用ヘッジ会計は非金利リスクにとって、それほど差し迫った論点ではなかった。それらはまた、「他のリスク」の領域は関係者にとって優先事項ではないことを示していた。



スタッフ



IASBの審議を支援するため、本プロジェクトの後の段階で専門家諮問パネルを設置することを提案

ボードメンバーからの意見と提案(1/2)

あるボードメンバーは、利用者のニーズの識別が本プロジェクトの最初のステップでなければならないことに同意した。テクニカル・ディレクターは、このことは「開示を最初」アプローチと整合的であると述べた。議長は、当該アプローチを歓迎した。彼は、仮にボードが最初に認識及び測定の審議を始めた場合、直ちに論争を引き起こすであろうと述べた。

別のボードメンバーは、「開示を最初」アプローチは誤解される可能性があることに懸念した。彼女は、代わりに、どの情報パッケージを提供すべきかについて、まず決定されるべきであると述べた。彼女は、専門家諮問パネルの組成は後の段階まで棚上げすることに同意した。

あるボードメンバーは、本ペーパーはIASBが本プロジェクトにおいて、なぜ極めて業種固有となる (be very industry-specific) と決定したのか説明されていないと述べた。彼は、説明がなされるべきであると述べた。

あるボードメンバーは、IFRS9が全面適用されるのを待つことは合理的であろうと述べた。IFRS9における「一般企業の」ヘッジ会計モデルが、「銀行業」ヘッジ会計モデルにとって関連性のあるような、実務上の論点を生じさせるか否かを見極めることは価値があるであろう。彼は、ボードに対して準公正価値の拡大に警戒するよう警告した。

あるボードメンバーは、「開示を最初」アプローチがDRMの包括的な見解を提供するのか、又は、リスク軽減に焦点を当てるのかについて質問した。テクニカル・ディレクターは、スタッフが包括的なアプローチを追求する可能性が高いと述べた。当該ボードメンバーは、既存の開示の要求事項(ローカルGAAPにおいても)に関しても本プロジェクトのために検討すべきであると述べた。

ボードメンバーからの意見と提案(2/2)

あるボードメンバーは、彼が選好するアプローチではないものの、PRAの適用に関する開示は非常に有用となり得ると述べた。当該開示は、公正価値を算出するための再評価調整とともに、DRMの対象となるすべての資産及び負債を表示し、ヘッジされていない金額を2つ目の欄に表示することができる。

あるボードメンバーは、情報ニーズを特定するのは容易であるはずだと述べた。困難なのは、事業を反映した業績の測定値を見つけ出すことであろう。

あるボードメンバーは、銀行が現在DRM活動を反映するために提供している、非GAAP測定値を考慮することを提案した。



投票の結果、ボードメンバー全員が、スタッフの提案に同意した。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人 トーマツおよびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,900名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約210,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTLおよびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited